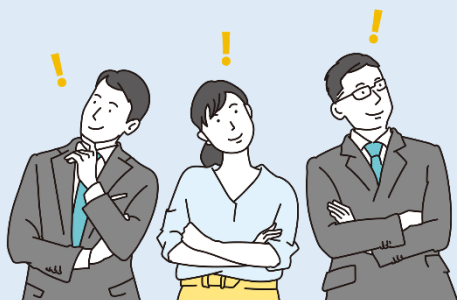


都市計画マスタープランとは？

- 都市計画法に基づいて定める「**市町村の都市計画に関する基本的な方針**」のことです。
- 市町村が定める「都市計画」(※1)は、基本方針に即したものでなければなりません。

(※1)「都市計画」ってなに？

- 土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業に関する計画で、都市計画法に定める手続きを経て決定されたものです。



- 土地利用に関する都市計画の代表的なものは「用途地域」。
- 用途地域は全部で13種類。住居系、商業系、工業系に大別されます。
- 用途地域ごとに建築できる建物が決められています。



- 都市施設の代表的なものは、「道路」、「公園」、「広場」、「下水道」、「汚物処理場」など。



- 市街地開発事業の代表的なものは「土地区画整理事業」。
- ほかに再開発ビルを整備する「市街地再開発事業」など。

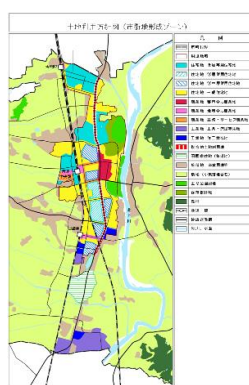


「紫波町都市計画マスタープラン」の歴史

- 紫波町が初めて都市計画マスタープランを策定したのは平成9年3月で、これが第1期計画となりました。
- その後、第2期計画である現在の都市計画マスタープランが平成25年9月に策定されました。(右の写真はこの計画書の表紙です)
- 第1期計画、第2期計画ともに計画期間は約20年です。



計画書にはこんなことが書かれています！



- 「将来都市構造図」には、中心拠点や交通拠点などの各拠点や主要な道路による交通軸のほか、町内を4区分6エリアに分けたゾーニングが記載されています。
- 「土地利用方針図」(左図)や「幹線道路網方針図」(右図)が記載されています。
- 町内を6つの地域(古館、日詰、赤石北、赤石南、東部、西部)に分けた地域別構想において、土地利用や交通体系整備の方針が記載されています。

